

上田映劇 特別会員規約

第1章 総則

第1条 (本規約の目的)

本規約は、上田映劇（以下、「当館」という。）が提供する特別会員制度に関して、入会、会費、会員特典の利用その他会員の権利義務に関する条件を定めることを目的とする。

第2条 (会員の定義)

1. 特別会員（以下、「会員」という。）とは、本規約に同意の上、当館が定める方法により入会を申し込み、当館がこれを承認し、所定の会費を支払った個人をいう。
2. 会員は、本規約の全ての内容に同意したものとみなされる。
3. 当館の会員制度は、本規約に定める特別会員のみとする。

第3条 (会員証「特別会員手帳」の発行および利用)

1. 当館は、会員に対し、会員証として特別会員手帳（以下、「手帳」という。）を発行する。
2. 手帳の所有権は会員に帰属し、会員ご本人のみに利用を認めるものとし、第三者への貸与、譲渡、売買はできない。
3. 会員は、本サービスを利用する際、手帳を必ず提示しなければならない。当館は、手帳の提示がない場合、かつ、会員資格の確認ができない場合、本サービスの提供を拒否できる。

第2章 入会・会費・有効期間

第4条 (入会手続き)

1. 入会希望者は、当館が指定するお客様情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、プレートに記載する氏名等）を正確に提供するものとする。
2. 未成年者が入会を希望する場合は、法定代理人（親権者等）の同意を得なければならない。当館は、法定代理人の同意を確認するために必要な書面の提出を求めることができる。
3. 当館は、入会希望者が次の各号のいずれかに該当する場合、入会を承認しないことができる。
 - (1) 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合。

- (2) 過去に本規約違反等により会員資格を取り消されたことがある場合。
- (3) 反社会的勢力またはその関係者であると認められる場合。

第5条 (会費)

1. 会員は、入会時および更新時に、年会費10,000円（税込）を所定の方法で支払うものとする。
2. 会員が支払った会費は、原則として返金しないものとする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 当館の責めに帰すべき事由により、会員が本サービスを全く利用できなくなった場合。
 - (2) 第14条第1項に基づき、当館が会員制度を廃止した場合。
3. 前項ただし書に該当する場合、当館は、未経過期間に応じて会費の一部を返金する。返金額の算定方法は、当館が別途定めるものとする。

第6条 (有効期間と更新)

1. 手帳の有効期間は、入会日（または更新日）から1年間とする。
2. 会員は、有効期間満了日までに当館所定の手続きおよび年会費の支払いをすることにより、有効期間を1年間更新することができる。
3. 有効期間満了後、1年間以内に更新手続きが行われなかった場合、会員資格は自動的に喪失するものとする。
4. 前項の期間内に年会費の支払いがあった場合、その支払日から1年間を新たな有効期間とする。ただし、有効期間満了日から支払日までの間は、会員特典を利用することができない。

第3章 特典および利用

第7条 (会員特典)

会員は、会費の負担に応じて、次の各号に定める特典・優待サービスを受けることができる。ただし、特別興行、一部作品、イベント上映など、当館が指定する上映においては適用されない場合がある。当館は、適用除外となる上映について、当館ウェブサイトまたは館内掲示により事前に告知するものとする。

- (1) 通常興行作品の鑑賞料金を、1,000円で利用できる。
- (2) 当館が定める駐車券サービスを利用できる。
- (3) 当館の座席に、映劇応援プレートとして、会員の氏名（または希望する名称）入りのプ

レート、入会日、もしくは更新日から1年間設置できる。

(4) その他、当館が別途定める優待サービス。

第8条（手帳不携帯時の対応）

1. 会員が手帳を忘れた場合、原則として会員特典の適用を受けることはできない。
2. この場合、会員は通常価格で鑑賞するものとする。

第9条（手帳の紛失・破損）

1. 会員は、手帳を紛失、盗難、または破損した場合、速やかに当館に届け出なければならない。
2. 手帳の再発行には、当館所定の再発行手数料500円を支払うものとする。

第4章 会員資格の変更・喪失

第10条（変更の届出）

会員は、入会申込時に届け出た情報（氏名、住所、連絡先、プレート記載氏名等を含む）に変更が生じた場合、速やかに当館所定の方法により届け出るものとする。当該届出がないために会員が不利益を被った場合、当館は一切の責任を負わない。

第11条（退会）

会員は、当館所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、第5条第2項本文に基づき、既納の会費は原則として返金されない。また、退会に伴い、座席に設置された映劇応援プレートは撤去される。

第12条（会員特典の利用停止）

1. 当館は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、当該会員に対し、会員特典の利用を一定期間停止することができる。
 - (1) 本規約に違反した場合。
 - (2) 会費の支払いを怠った場合。
 - (3) 手帳を不正に利用し、または第三者に利用させた場合。
 - (4) 当館または他の利用者に対し、迷惑行為、誹謗中傷、その他の不当な行為を行った場合。
2. 当館は、前項の利用停止を行う場合、会員に対しその理由を通知するものとする。

3. 利用停止期間中であっても、会員は会員資格を保持する。

第13条（会員資格の取消・除名）

1. 当館は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を取り消し、除名することができる。
 - (1) 前条第1項各号の行為を繰り返し、利用停止によっても改善が見られない場合。
 - (2) 反社会的勢力またはその関係者であることが判明した場合。
 - (3) その他、前各号に準ずる重大な事由がある場合。
2. 当館は、前項の措置を行う場合、会員に対しその理由を通知するものとする。ただし、会員の連絡先が不明である場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5章 その他

第14条（サービスの変更・中止）

1. 当館は、本規約およびサービスの内容、特典、会費等を変更、改廃、または中止することができる。
2. 前項の変更のうち、会員に不利益となる変更（入会費、更新費および特別鑑賞価格の値上げ、会員特典の廃止・縮小等を含む。）については、開始日の2ヶ月前までに、当館ウェブサイトへの掲載、館内掲示その他当館が適当と認める方法により会員に告知するものとする。
3. 会員は、前項の告知を受けた場合において、当該変更不同意できないときは、告知期間内に当館に申し出ることにより退会することができる。
4. 本条の規定により会員に損害が生じた場合であっても、当館は、当館の故意または重大な過失による場合を除き、責任を負わない。

第15条（個人情報の取り扱い）

1. 当館は、会員から取得した個人情報（氏名、生年月日、電話番号、住所、メールアドレス等）を、以下の目的の範囲内で適正に利用する。
 - (1) 会員サービスの提供および運営（手帳の発行、映劇応援プレートの作成を含む。）
 - (2) 本人確認および会員への連絡
 - (3) 当館が主催するイベント、上映企画等の案内
 - (4) 当館のサービスの改善および新サービスの開発

2. 当館は、法令に定める場合を除き、会員の同意なく個人情報を第三者に提供しない。
3. 会員は、自己の個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止を求めることができる。
4. 個人情報の取り扱いの詳細については、別途定める「個人情報保護方針」による。
5. 退会後の個人情報は、法令に基づき一定期間保管した後、適切な方法により削除する。

第16条（免責事項）

1. 当館は、天災地変、停電、感染症の拡大、行政の指導、設備の故障その他当館の責めに帰さない事由により、会員特典の提供が遅延、中断または変更された場合であっても、会員に生じた損害について責任を負わない。
2. 前項にかかわらず、当館の故意または重大な過失による場合は、この限りでない。

第17条（規約の変更）

1. 当館は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。
 - (1) 変更が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更が本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当館は、前項により本規約を変更する場合、変更の効力発生日の30日前までに、変更後の規約の内容および効力発生日を、当館ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により会員に周知するものとする。ただし、変更が軽微であり会員に不利益を生じないと当館が判断した場合は、この限りでない。

第18条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該部分のみがその効力を失うものとし、本規約のその他の条項は引き続き有効に存続する。

第19条（準拠法および管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約または本サービスに関する一切の紛争については、当館の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

附則

本規約は2018年12月1日より施行する。

2026年7月15日より一部改正して施行する。

以上